

じつつ、暫定的な利用地区として、一律屋地区を選定することとした。

(2) 各問題点に対する対策

淀川における水上オートバイ利用の問題点である ①騒音、②野鳥、③魚類、④周辺環境、⑤水質 に対する、一律屋地区での対策として、次の方策を立てることとする。

第一として、水上オートバイの利用を次のとおり制限する。

- ・利用期間を6月16日から10月15日までとし、利用日を土曜日、日曜日、祝日とする。
- ・利用時間を午前10時から午後4時までとする。
- ・走行区域は平成11年度実施区域範囲内とする。(＜別紙3、4＞参照)

第二として、防災公園が整備されることである。

以前から計画されていた、緊急時のヘリポートや防災訓練場として利用される防災機能を兼ねた公園が整備されることにより、駐車場及びトイレ等の設置による波及効果として水上オートバイの利用に対する周辺環境対策が図られる。

このことにより、問題点に対する対策は次のとおりとする。

①騒音

実質的な騒音は、一律屋地区においては調査結果のとおり、あまり大きな騒音ではなく、水上オートバイの利用に制限がかかることにより苦情はほとんどなくなると考えられる。また、平成11年に利用日時・走行範囲の制限を行ったところ、水上オートバイの騒音の苦情はなかった。今後、上記のとおり水上オートバイの利用を制限することにより、騒音は減少すると考えられる。

②野鳥

日本野鳥の会の意見聴取によると、一律屋地区に野鳥が少なくなっており、夏季の水上オートバイの利用については支障はないと思われるので、利用期間を6月16日から10月15日までに限定することにより、問題はないと考える。

③魚類

一律屋地区において、漁業権は設定されておらず、業として漁業をしている者はいないと考えられる。また、全国での鮎の遡上期は、南方では3月～5月、北方では5月～7月であり、淀川においては5月中旬から下旬が多い時期となっている。水上オートバイの利用期間は6月16日～10月15日の土曜日、日曜日、祝日に限られることから、遡上に関しては影響は少ないと考えられる。

④周辺環境

防災公園の整備や水上オートバイ利用の制限により、ゴミの投棄は減少すると考えられる。違法駐車については、防災公園による公園利用者の駐車場の整備と水上オートバイの利用時間の制限により、違法駐車台数は減少すると考えられる。

トイレの不備については、防災公園及び上流の河川公園のトイレを利用することにより問題はなくなる。砂埃については、防災公園整備による進入路の整備（アスファルト舗装）を行うことにより問題はなくなる。

⑤水質

一津屋地区の水上オートバイの利用について、平成11年は、利用時間を夏期の土日で午前10時から午後4時までに限定したこと、走行範囲を限定したことにより、取水口付近の水質の改善の成果が見受けられた。〈別紙5参照〉

その結果を踏まえ、利用時間と走行範囲を限定することにより、取水口付近の水質汚濁の低減を図ることとする。また、走行範囲内の利用種別を変更することにより、改善を図ることを検討していくこととする。更に、今後の利用状況によっては、周辺の取水口に対するオイルフェンスを設置する対策を検討していくこととする。

一方、水上オートバイの事故対策として、万が一事故が発生したときの連絡体制の確立と応急措置（吸着マット等の設置）の方法の確立を、利用者団体が行うこととする。

(3) 対策の推進

各問題点に対する対策の推進については、次のとおりとする。

①行政機関の連携

水上オートバイの利用方法及び利用者のモラル向上の啓蒙活動など具体的方策の実施については、河川管理者が中心となり、摂津市、警察等関係行政機関と連携し、対策を推進していく。そのために、一津屋地区での利用時間の徹底や他地区での利用を防止するため、行政機関で看板の設置等具体的措置を検討していくこととする。

②水上オートバイ利用者団体の対策

一津屋地区の水上オートバイの利用については、平成11年の夏期に行った指導体制と同様に、監視員を常駐し、利用制限の徹底、モラル向上の指導、安全指導等を引き続き行っていく。

マリンエンジン排出ガスによる水質影響の低減対策として、利用者に対し次のことを徹底させることとする。

- ・レギュラーガソリンの使用
- ・不要なアイドリングの防止
- ・給油時の漏油防止
- ・利用時間（台数）の制限
- ・走行区域の遵守

③水上オートバイ利用の制限の周知

一津屋地区で水上オートバイ利用の制限内容（利用期間、利用日、利用時間、走行区域）を周知するため、次のことが必要であると考えます。

- ・現地に、水上オートバイ利用の制限内容を表示した看板を設置する。
- ・広報誌、業界紙等に、一津屋地区での水上オートバイ利用の制限内容を掲載する。
- ・利用者に対し、一津屋地区での水上オートバイ利用の制限内容の周知を徹底する。

4. まとめ

(1) 今後の課題

今後、一津屋地区で水上オートバイの円滑な利用を確保していくためには、次の課題がある。

①騒音や水質の改善を図るためには、ハード面として、排気ガス自主規制の確実な実施と環境対応エンジンの開発などが不可欠である。

②利用方法やマナーの徹底を図るため、水上オートバイ利用者団体に周知徹底させることとしているが、秩序ある利用を継続的に確保することが困難となってくる可能性があるため、新たな管理体制の確立が必要となってくる。

③水上オートバイの利用が魚類等淀川の生態系及び他の水面利用に与える影響については、淀川全体の問題として、今後調査・検討していく必要があると考える。

(2) 今後の利用について

今後、水上オートバイの利用状況については利用者団体から報告させ、水質の検知内容については淀川水質協議会から情報提供を受けることにより、状況を把握する。

その結果、水上オートバイを利用することに伴う付近住民からの騒音の苦情及び事故等による水質汚染が生じた場合等適正な利用がなされていないと判断がされた場合は、利用を中止するなどの適切な措置を行うこととする。また、将来、水上オートバイ自体のハード的な対応において、騒音や水質問題の改善がなされた場合には、利用時間制限の緩和や実施区域の変更などの措置も検討する。

以上により、一津屋地区での利用は暫定的なものである。

(3) 淀川水上オートバイ関係問題連絡会について

淀川水上オートバイ関係問題連絡会は、今後、一津屋地区での暫定的利用を含めた水上オートバイの利用を確認するため、存置する。

また、当連絡会は、一津屋地区での水上オートバイの暫定的利用について、摂津市、守口市、一津屋自治会、淀川水質協議会及び水上オートバイ利用者団体と

調整を図っていくこととする。

○おわりに

淀川における水上オートバイ走行については、現実問題として完全に排除することは困難であり、また仮に排除することができたとしても他地区への移動にとどまり、結果的には現存する問題の波及を招くのみで根本的な解決には至らないと考えられる。

淀川水上オートバイ関係問題連絡会では、坂路、駐車場スペースの2点でのフィルターをかけ8地区を選び検討を行ったが、適した地区を見出すことは出来なかった。そのような中で、今後一津屋地区において水上オートバイの利用を継続させることについては、利用者のモラル向上による地元住民への認知とマリンエンジン排出ガスによる水質影響の低減対策が不可欠となってくるであろう。

以上は、「淀川における水上オートバイの利用については、暫定的に摂津市一津屋地区において、自由使用として行うことができることとするが、無秩序な利用が行われた場合には当該地区での利用はできない」との合意により、提言するものである。

水上オートバイ検討地区比較表

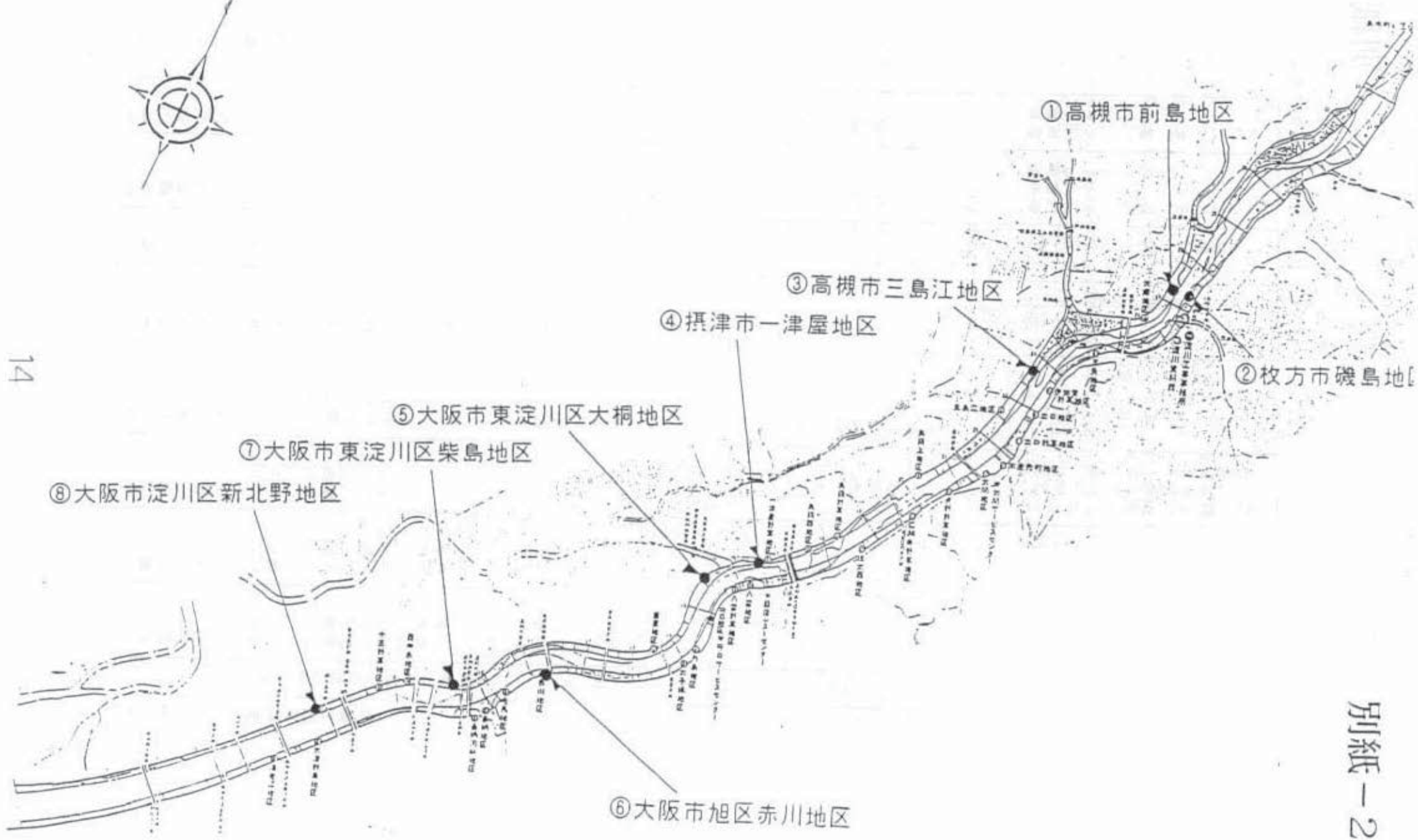
| | 背後地の状況（騒音の影響） | 上水道 | 漁業 | 野鳥 | 水上オートバイの利用状況 | 実施できない理由等 |
|--------|--------------------------------|----------------|----|----|-------------------|---|
| ①前島地区 | 右岸、低層住宅地、農地 左岸、低層住宅地、農地 | 枚方市上水道 取水口 | なし | △ | ほとんどない | 上水がある。実績がない。 枚方市（住宅地、水質問題） 高槻市（住宅地、水質問題） |
| ②磯島地区 | 右岸、低層住宅地、農地 左岸、低層住宅地、農地 | 枚方市上水道 取水口 | なし | △ | ほとんどない | 上水がある。実績がない。 枚方市（住宅地、水質問題） 寝屋川市（水質問題） |
| ③三島江地区 | 右岸、低層住宅地 左岸、高層住宅地 | なし | なし | △ | ほとんどない 以前は実績有り | 枚方市（高層住宅地で、過去 に騒音での強い反対有） 高槻市（住宅地、水質問題） |
| ④一津屋地区 | 右岸、低層住宅地 左岸、低層住宅地 | 大阪府上水道 他取水口 | なし | ○ | 夏は250台前後 | 上水がある。 守口市（水質問題） 野鳥の会が、夏に実施を認め ている（他の場所は不可である） |
| ⑤大桐地区 | 右岸、低層住宅地、工場 左岸、高層住宅地 | 阪神水道 取水口 | なし | △ | ほとんどない | 上水がある。 実績がない 守口市（騒音の問題） |
| ⑥赤川地区 | 右岸、高層住宅地 左岸、高層住宅地 | 大阪市上水道 取水口 | なし | △ | 10台前後 | 上水がある。 高層住宅地で、過去に苦情あり。 |
| ⑦柴島地区 | 右岸、大阪市浄水道事務所 左岸、高層住宅地 | なし | 有り | △ | ほとんどない | 漁業組合の了解が得られない。 実績がない。 高層住宅地である。 |
| ⑧新北野地区 | 右岸、商業施設、高層住宅地 左岸、商業施設、高層住宅地 | なし | 有り | △ | 10台前後 | 漁業組合の了解が得られない。 高層住宅地である。 |

*大阪市は、意見調整できないという回答であった。

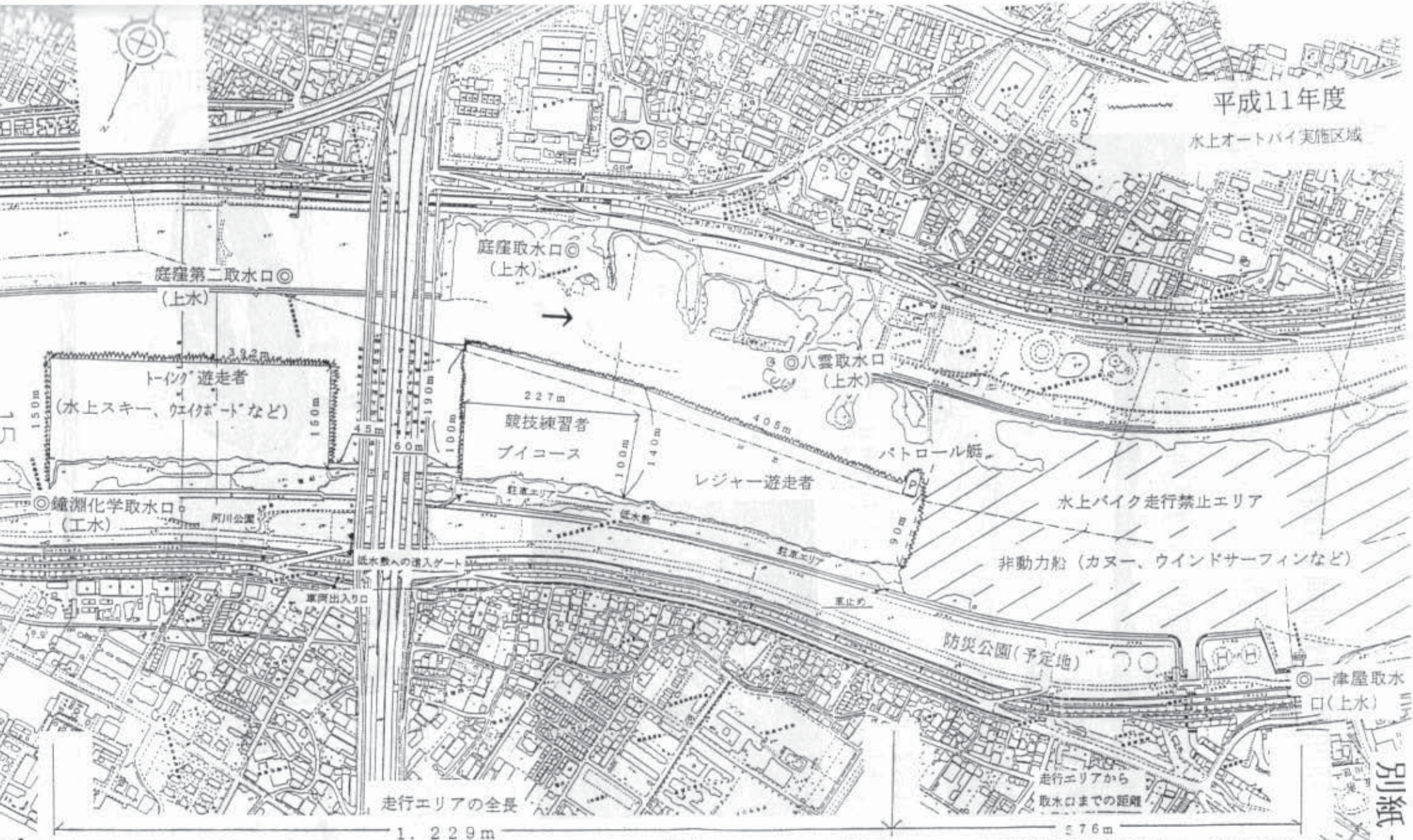
位置図



14



平成11年度
水上オートバイ実施区域



走行範囲利用種別補足資料

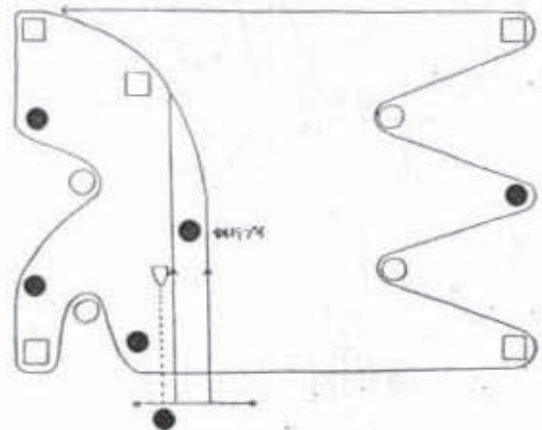
①トーイング遊走者

トーイングとは、PWを含む動力船で水上スキーに代表されるような『引き物』を使った遊びを総称する。提案のトーイング遊走者エリアではPWによるウェークボード(スノーボードのような板を長さ20mほどのロープにより引っ張る遊び)が主流である。



②競技練習者

競技に出場するために練習する者をここでは競技練習者と呼ぶ。下図のような競技コースを設定し、その周りを周回することを目的に練習を行う。



③レジャー遊走者

特別な目的を持たずPWに乗ること自体を楽しむ者をここではレジャー遊走者と呼ぶ。家族や友人たちとともに、休日を楽しむアイテムとして定着しつつある。



淀川水上オートバイ関係問題連絡会構成

(行政機関等)

| 機 関 名 | 委 員 |
|-------------------------------------|----------------------------|
| 運輸省近畿運輸局 | 船舶部 造船課長 |
| 運輸省 海上保安庁 第五管区海上保安本部 大阪海上保安監部 | 航行安全課長 |
| 建設省近畿地方建設局 | (会 長) 河川部 水政調整官 |
| " | 河川部 水政課長 |
| " | " 河川計画課長 |
| " | " 河川調整課長 |
| " | " 河川管理課長 |
| 建設省近畿地方建設局 淀川工事事務所 | 調 査 課 長 |
| " | 河川環境課長 |
| " | 河川公園課長 |
| " | 管 理 課 長 |
| " | 占用調整課長 |
| 大阪府警察本部 | 地 域 部 地域総務課長 |
| " | 生 活 安 全 部 生活安全総務課長 |
| " | 生 活 安 全 部 生活経済課長 |
| " | 交 通 部 交通総務課長 |
| 大 阪 府 | (副会長) 環境農林水産部 交通公害課長 |
| " | 環境農林水産部 水 産 課 長 |

| 機 関 名 | 委 員 |
|---------|---------------------------------|
| 大 阪 市 | 環 境 保 健 局 部 長 環 境 管 理 課 長 |
| 高 槻 市 | 環 境 管 理 部 室 長 環 境 保 全 課 長 |
| 守 口 市 | 市 民 生 活 部 部 長 環 境 保 全 課 長 |
| 枚 方 市 | 環 境 対 策 部 部 長 環 境 公 害 課 長 |
| 寝 屋 川 市 | 環 境 部 部 長 環 境 政 策 課 長 |
| 摂 津 市 | 生 活 環 境 部 部 長 環 境 対 策 課 長 |
| 〃 | 土 木 下 水 道 部 部 長 公 園 み どり 課 長 |

(オブザーバー機関)

| 機 関 名 |
|--------------------|
| 日本小型船舶検査機構 大阪支部 |
| 関西マリン事業協会 |
| PW安全協会 関西地方本部 |